

○みなかみ町文化・体育振興費補助金交付要綱

平成22年11月1日

教委告示第4号

改正 平成29年3月15日教委告示第2号

改正 令和5年1月10日教委告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化、社会教育及び社会体育の振興を図るため、予算の範囲内でみなかみ町文化・体育振興費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第2条 補助対象事業及び補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助額)

第3条 補助額は、補助対象経費の範囲内とし、予算の範囲内で町長が認める額とする。

(申請の手続)

第4条 規則第4条の規定により、補助金の交付を受けようとするもの（以下「補助事業者等」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5条 補助事業者等は、次に該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等の内容の変更をしようとする場合
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合

(実績報告)

第6条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、規則第11条第1項の補助金等事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了後20日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(平29教委告示2・一部改正)

(補助金の支払)

第7条 この補助金は、概算払の方法により支払う。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、請求書に補助金の交付決定通知の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成22年11月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月15日教委告示第2号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費
青少年団体育成事業	少年団体、青年団体の活動運営に要する経費、青年大会派遣費及び青年海外派遣費
婦人団体育成事業	婦人団体の活動運営に要する経費
文化活動振興事業	美術展、音楽会、文芸大会、自主文化活動グループ展の開催及び文芸誌、史談の発行その他文化振興事業に要する経費
文化財保存事業	国又は県指定文化財の管理、修理、保存及び公開等に要する経費並びに町指定文化財でみなかみ町文化財保護条例（平成17年条例第230号）に基づく保存に要する経費
青少年健全育成事業	青少年の健全育成、非行防止、事故防止、社会環境の浄化及び広報啓もう活動に要する経費並びに青少年育成推進員連絡協議会の活動運営に要する経費及び二十歳の集い事業に要する経費
家庭教育・子育て支援事業	週末活用の体験教室や子育て支援に関する事業に要する経費
社会体育振興事業	社会体育振興事業に要する経費
その他社会教育振興事業	町長が、その都度認めた事業及び経費